

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正 に伴う実施上の留意事項について

厚生労働省保険局医療課より発令されました通知（平成 24 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 11 号）を掲載いたしますのでご留意ください。

保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 26 号。以下「一部改正省令」という。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 72 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示 74 号。以下「一部改正告示」という。）が公布され、平成 24 年 4 月 1 日（一部については平成 26 年 4 月 1 日）から適用されることとされたところであるが、その実施に伴う留意事項は次のとおりである。

記

第 1 歯科診療の具体的方針に関する事項（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号。以下「療担規則」という。）第 21 条及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号。以下「療担基準」という。）第 21 条）

歯冠継続歯について、現在、歯科診療において実施されていないため規定から削除する。また、広範囲顎骨支持型補綴が新たに保険適用の対象とされたことを踏まえ、これについては必要があると認められる場合に行う旨を規定する。

（平成 24 年 4 月 1 日施行）

第2 処方せん様式に関する事項（療担規則様式第2号関係）

- (1) 処方せんの様式を変更し、処方を行う保険医（以下「処方医」という。）が、処方せんに記載した医薬品について後発医薬品に変更することに差し支えがあると判断した場合に、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を医薬品ごとに記載し、かつ、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印することとしたこと。
- (2) 「保険医署名」欄に処方医の署名又は記名・押印がない処方せんを受け付けた保険薬局における調剤は従来どおりとすること。また、「保険医署名」欄に処方医の署名又は記名・押印がある処方せんを受け付けた場合でも、「変更不可」欄に「レ」又は「×」が記載されていない医薬品（銘柄名で記載されたものに限る。）について、患者の選択に基づき、従来と同様に、後発医薬品を調剤することができること。
- (3) 一部改正省令の施行の際限にある改正前の保険医療機関及び保険医療養担当規則様式第2号による処方せん（以下「改正前処方せん」という。）については、平成24年4月1日から同年9月30日までの間、これを手書き等で修正することにより、使用することができるものであること。

この場合にあつては、改正前処方せんに記載した医薬品について後発医薬品に変更することに差し支えがあると判断したときは、改正前処方せんの「保険医署名」欄にある「全て」という文言を削除した上で「保険医署名」欄に署名又は記名・押印し、かつ、医薬品ごとに「レ」又は「×」を記載するなど、医薬品ごとに、当該判断が保険薬局へ明確に伝わるようにすること。

（平成24年4月1日施行）

第3 明細書の交付に関する事項（療担規則第5条の2第2項及び第3項、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第4条の2第2項及び第3項並びに療担基準第5条の2第2項及び第3項並びに第26条の5第2項及び第3項並びに一部改正省令附則第2条及び第3条並びに一部改正告示関係）

療養の給付等に係る一部負担金等の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書の交付については、「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」（平成24年3月5日保発0305第2号）による。

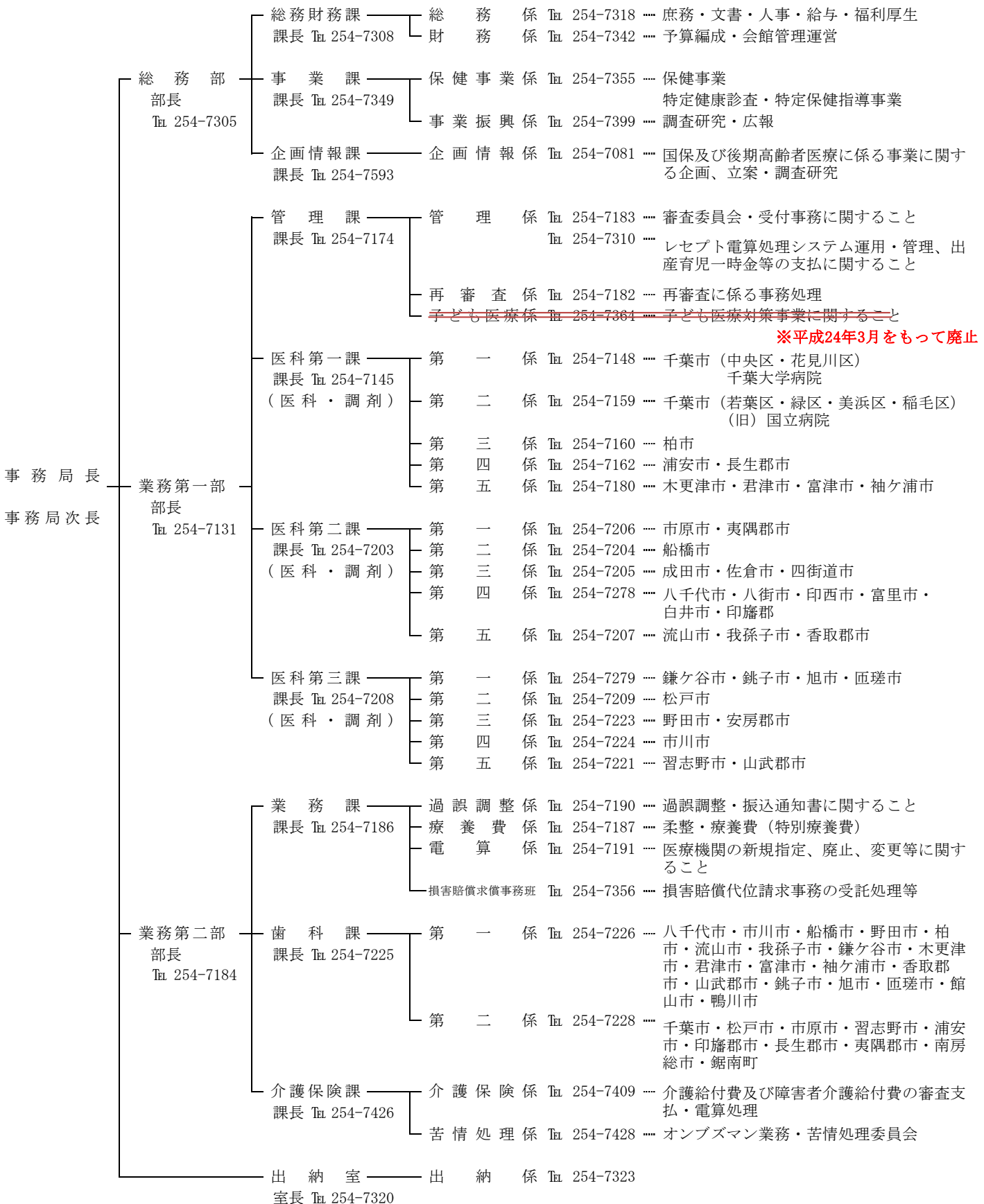
（平成26年4月1日施行）

千葉県国民健康保険団体連合会事務局組織表

住 所 〒 263-0016 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号

(電話 市外局番 043)

FAX番号	043-254-0048 (1F)	管理課・医科第一課・業務課
	043-207-9861 (2F)	医科第二課・医科第三課・歯科課
	043-254-7401 (3F)	総務財務課・事業課・企画情報課・介護保険課・出納室
	043-254-7632 (増築棟2F)	管理課管理係資格点検班



※平成24年4月より、子ども医療に係る事務処理は各市町村担当で行うこととなりました。
旧子ども医療係の電話番号は廃止しておりますので、お問い合わせの際はご注意下さい。

(1) 国民健康保険					(2) 退職者医療				
区 分	決定件数	国 民 健 康 保 険		平均点数 (1件当たり)	決定件数	退 職 者 医 療		平均点数 (1件当たり)	
		日 数 (処方箋枚数)	決定点数			日 数 (処方箋枚数)	決定点数		
医 科	入院	26,869	430,007	1,377,172,233	51,255.06	1,332	18,262	71,604,224	53,756.92
	入院外	1,071,184	1,682,975	1,423,704,077	1,329.09	59,115	92,440	89,583,675	1,515.41
歯 科	入院	160	1,285	5,632,088	35,200.55	10	89	477,146	47,714.60
	入院外	253,293	508,764	309,819,444	1,223.17	15,301	30,906	18,695,326	1,221.84
調 剤	674,305	820,625	743,890,272	1,103.20	36,714	43,703	43,523,182	1,185.47	
訪 問 看 護	1,176	6,735	70,802,200	60,205.95	87	544	5,621,000	64,609.20	
支 払 総 額		2,026,987	28,542,806,120			112,559	1,578,007,960		

(3) 後期高齢者医療

区 分	決定件数	後 期 高 齢 者 医 療		平均点数 (1件当たり)	
		日 数 (処方箋枚数)	決定点数		
医 科	入院	34,148	618,959	1,768,808,048	51,798.29
	入院外	689,871	1,242,448	1,088,011,153	1,577.12
歯 科	入院	68	758	2,377,978	34,970.26
	入院外	97,454	202,116	129,145,637	1,325.20
調 剤	460,227	601,426	683,683,893	1,485.54	
訪 問 看 護	1,157	7,867	81,922,250	70,805.75	
支 払 総 額		1,282,925	33,099,995,652		

(1) 国民健康保険					(2) 退職者医療				
区 分	決定件数	国 民 健 康 保 険		平均点数 (1件当たり)	決定件数	退 職 者 医 療		平均点数 (1件当たり)	
		日 数 (処方箋枚数)	決定点数			日 数 (処方箋枚数)	決定点数		
医 科	入院	27,869	416,963	1,378,401,319	49,460.02	1,338	17,931	75,925,174	56,745.27
	入院外	1,132,092	1,812,861	1,495,763,715	1,321.24	59,702	95,662	90,743,240	1,519.94
歯 科	入院	157	1,231	5,281,380	33,639.36	8	78	268,323	33,540.38
	入院外	260,164	536,574	336,588,752	1,293.76	15,216	31,439	19,529,315	1,283.47
調 剤	714,311	885,676	781,251,245	1,093.71	37,203	44,800	44,653,704	1,200.27	
訪 問 看 護	1,185	7,208	74,648,450	62,994.47	80	470	4,907,200	61,340.00	
支 払 総 額		2,135,778	27,223,065,185			113,547	1,563,838,421		

(3) 後期高齢者医療

区 分	決定件数	後 期 高 齢 者 医 療		平均点数 (1件当たり)	
		日 数 (処方箋枚数)	決定点数		
医 科	入院	35,353	594,468	1,729,198,390	48,912.35
	入院外	701,113	1,290,295	1,111,504,975	1,585.34
歯 科	入院	82	678	2,545,135	31,038.23
	入院外	99,645	213,552	141,751,130	1,422.56
調 剤	464,972	620,015	688,405,671	1,480.53	
訪 問 看 護	1,181	8,171	84,689,900	71,710.33	
支 払 総 額		1,302,346	29,794,362,728		

◎お知らせ◎
 診療報酬請求書等の受付について
 6月の診療報酬請求書等の受付締切日は、10日(日)です。
 (日曜日ですが開館し、9時から17時まで受付業務を行っております。ただし、9日(土)は閉館。)
 なお、特定健診・特定保健指導の請求は、5日(火)が受付締切となります。
 また、請求にあたっては一般診療報酬とは別封筒で、事業課宛にお願いします。

編集・発行人
 発 行 平成24年5月15日
 発 行 所 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号
 千葉県国民健康保険団体連合会
 電話 (043)254-7174
 発行責任者 橋本 秀夫
 編集責任者 杉田 さと子
 印刷所 ㈱ さくら印刷